

議案第101号

令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第4号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

清水町長 阿部 一 男

## 令和4年度 清水町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	256,743 千円	190 千円	256,933 千円
第1項 営業費用	242,751 千円	190 千円	242,941 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	20,421 千円	190 千円	20,611 千円

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度 清水町水道事業 補正予算実施計画（第4号）  
収益的収入及び支出

収 入 補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			256,743	190	256,933
	1. 営業費用		242,751	190	242,941
		3. 総係費		44,793	190

令和4年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第4号）  
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1. 水道事業費用			256,743		190	256,933			
	1. 営業費用		242,751		190	242,941			
		3. 総係費	44,793		190	44,983	1. 給料	38	職員給料（3人） 38
							2. 手当	△105	職員手当 △105
							3. 法定福利費	257	職員共済費 257

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		9,825	5,854	15,679	4,932	20,611	
補 正 前		3		9,787	5,959	15,746	4,675	20,421	
比 較		0		38	-105	-67	257	190	

手当の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補 正 後	4,019	316	438	0	681	400	0
	補 正 前	3,914	337	438	0	870	400	0
	比 較	105	-21	0	0	-189	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	38	給与改定に伴う増減分	38		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
手 当	-105	制度改正に伴う増減分	105	勤勉手当の改正	
		その他の増減分	-210	諸手当の異動	